

地域再生計画に基づくデジタル田園都市国家構想交付金について

1 地域再生計画とは

地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定。認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援する。

【地域再生計画】

名称：広島・宮島ゴールデンルートにおけるコンパクトな地域商社事業

認定年月日：令和2年3月30日

計画期間：令和2年度～令和4年度

総事業費：12,655千円

2 デジタル田園都市国家構想交付金について

地域再生法に基づく、支援措置メニューの一つ

①目的	デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援する。 デジタル実装タイプ、地方創生拠点整備タイプ、地方創生推進タイプの3つのタイプの交付金がある。
②対象	目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。
③交付率	2分の1以内
④上限額 (交付額)	＜地方創生推進タイプ＞ 【先駆型】2億円 ※先駆性の高い最長5年間の事業 【横展開型】7千万円 ※先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業 【Society5.0型】3億円 ※地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業
⑤期間	最長5年間
⑥廿日市市の交付対象事業	広島・宮島ゴールデンルートにおけるコンパクトな地域商社事業